

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 12 月 22 日 (金) 第 476 号 の 6



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

教 育 委 員 会 規 則

○鹿 児 島 県 学 校 職 員 の 初 任 給 等 に 関 す る 規 則 等 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※)

(教職員課取扱い) 1

教 育 委 員 会 規 則

鹿 児 島 県 学 校 職 員 の 初 任 給 等 に 関 す る 規 則 等 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 5 年 12 月 22 日

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長 地 頭 所 恵

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 規 則 第 10 号

鹿 児 島 県 学 校 職 員 の 初 任 給 等 に 関 す る 規 則 等 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

(鹿 児 島 県 学 校 職 員 の 初 任 給 等 に 関 す る 規 則 の 一 部 改 正)

第 1 条 鹿 児 島 県 学 校 職 員 の 初 任 給 等 に 関 す る 規 則 (昭 和 32 年 鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 規 則 第 16 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

別 表 第 7 ア の 表 中

38	37
39	38
40	38
41	39
41	39
42	40
42	40
43	41
43	41
44	42
44	42
45	43

		45	43
		46	44
		46	44
		47	45
		47	45
		48	46
		48	46
		49	47
		49	47
		50	48
		50	48
		51	49
		51	49
		52	50
		52	50
		53	51
		53	51
		54	52
		54	52
「	「	55	53
26	25	55	53
27	26	56	54
28	26	56	54
29	27	57	55
29	27	57	55

30		28		57		56
30		28		58		56
31		29		58		57
31		29		58		57
32		30		59		57
32	を	30	に,	59	を	57 に改める。
33		31		59		58
33		31		60		58
33		32		60		58
34		32		60		58
34		33		61		59
34		33		61		59
35		34		61		59
35		34		61		59
35		35		61		60
36		35		61		60
				62		60
				62		60
				62		60
				62		61
				62		61
				63		61
				63		61
				63		61
				63		61
				63		62

64	62
64	62
64	62
64	62
64	62
65	63
65	63
65	63
65	63
65	63
66	63
66	64
66	64
66	64
66	64
67	64
67	64
67	65
67	65
67	66
68	66
68	67

別表第 7 イ の 表 中

54	53
54	54

				55	54
				55	54
				56	55
				56	55
				57	55
				58	56
				59	56
				60	56
				61	57
				61	57
				61	58
				62	58
				62	59
				62	59
				63	60
				63	60
				63	61
				64	61
				64	61
				64	61
				65	62
				65	62
				65	62
				65	62
				65	63
				65	63

「 38
39
40
41
41
41
42
42
42
43

を

「 37
38
38
39
39
40
40
41
41
42

に、

を

に改める。

43	42		
43	43	65	63
44	43	65	63
		66	63
		66	64
		66	64
		66	64
		66	64
		66	65
		66	65
		67	65
		67	65
		67	66
		67	66
		67	66
		67	66
		67	67
		68	67
		68	67
		68	67

別表第 7 ウ の 表 中

26

25

38
39
40
41
41

37
38
38
39
39

27		26				41		40
28		26				42		40
29		27				42		41
29		27				42		41
30		28				42		41
30		28				43		41
31		29				43		42
31		29				43		42
32		30	「	58	「	44		42
32		30		58		44		43
33		31		59		44		43
33		31		59		45		43
34		32		60		45		44
34		32		60		45		44
35		33		61		45		44
35		33		61		46		45
36		34		61		46		45
36		34		61		46		45
37	を	35	に,	61	を	46		45
37		35		61		47	を	46
38		36		61		47		46
38		36		62		47		46
39		37		62		47		46
39		37		62		48		47
40		38		62		48		47
						48		47

40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
45
46
46
47

」

38
39
39
40
40
41
41
41
42
42
42
43
43
43

」

62
62
62
63
63

」

62
62
62
62
62

」

48
48
48
49
49
49
49
49
49
50
50
50
50
50
50
50
50
51
51

」

47
47
48
48
48
48
48
49
49
49
49
49
49
49
49
50
50
50
50
50
50

」

34
34
35
35
36
36
37

33
34
34
34
35
35
35

37	36
37	36
38	36
38	37
38	37
39	38
39	38
39	39
40	39
40	40
40	40
40	40
40	40
41	40
41	40
41	41
41	41
42	41
42	41
42	41
42	42
43	42
43	42
43	42
43	42
44	43

を に改める。

44	43
44	43
44	43

別表第8アの表中

45	46
46	48
47	50
48	52
50	54
52	56
54	58
56	60
59	62
62	64
65	66
68	68
69	70
70	72
71	74
72	76
74	78
76	80
78	82
80	84
82	86

84	を	88	に改める。
86		90	
88		92	
90		94	
92		96	
94		98	
96		100	
98		102	
100		104	
102		106	
104		108	
107		112	
110		116	
113		120	
116		124	
121		130	
126		136	
131		142	
136		148	
141		150	
146		152	
151		153	

別表第 8 イ の 表 中

78	79
80	82

「

20
21
23

」を「

20
22
23

」に、

「

45
46
47
48
51
54
57

」を「

46
48
50
52
54
56
58

」に、

「

82
84
85
86
87
88
91
94
97
100
107
114
121

」を「

85
88
90
92
94
96
100
104
108
112
116
120
124

」に改め

る。

別表第 8 ウ の 表 中

「

45
46
47
48
50
52
54
56
58
60
62

」

「

46
48
50
52
54
56
58
60
62
64
66

」

「

78
80
82

」

「

79
82
85

」

「

57
58
59
60
63
66
69

」

「

58
60
62
64
67
70
73

」

64	を	68	に,	84	を	90	に,	72	を	76	に,
66		70		91		95		76		80	
68		72		98	」	100	」	80		84	
70		74						84		89	
72		76						90		94	
74		79						96		99	
76		82						102	」	104	」
78		85									
80		85									
82		85									
84	」	85	」								

50	「	51	「
52		54	
54		57	
56		60	
59		62	
62	を	64	に改める。
65		66	
69		71	
73		76	
77		81	
81	」	85	」

(教育職員の給料の調整額に関する規則の一部改正)

第 2 条 教育職員の給料の調整額に関する規則 (昭和 32 年鹿児島県教育委員会規則第 17 号) の一部を次のように改正する。

附則第 3 項を次のように改める。

（給与条例附則第14項の規定の適用を受ける教育職員の給料の調整額）

3 当分の間、給与条例附則第14項の規定の適用を受ける教育職員に対する別表第2の適用については、同表第2のアの表中「1号給7,974円、2号給8,041円、3号給8,113円、4号給8,181円、5号給8,253円、6号給8,338円、7号給8,419円、8号給8,505円、9号給8,581円、10号給8,676円、11号給8,766円、12号給8,856円、13号給8,946円」とあるのは「1号給5,580円、2号給5,629円、3号給5,679円、4号給5,728円、5号給5,778円、6号給5,836円、7号給5,895円、8号給5,953円、9号給6,007円、10号給6,075円、11号給6,138円、12号給6,201円、13号給6,264円」と、「1号給9,886円、2号給9,963円、3号給10,030円、4号給10,098円、5号給10,174円、6号給10,233円、7号給10,287円、8号給10,345円、9号給10,422円、10号給10,498円、11号給10,575円、12号給10,647円、13号給10,714円、14号給10,804円、15号給10,890円、16号給10,975円、17号給11,052円」とあるのは「1号給6,921円、2号給6,975円、3号給7,020円、4号給7,069円、5号給7,123円、6号給7,164円、7号給7,200円、8号給7,240円、9号給7,294円、10号給7,348円、11号給7,402円、12号給7,452円、13号給7,501円、14号給7,564円、15号給7,623円、16号給7,681円、17号給7,735円」とし、同表第2のイの表中「1号給7,974円、2号給8,041円、3号給8,113円、4号給8,181円、5号給8,253円、6号給8,338円」とあるのは「1号給5,580円、2号給5,629円、3号給5,679円、4号給5,728円、5号給5,778円、6号給5,836円、7号給5,895円」と、「1号給8,703円、2号給8,797円、3号給8,892円、4号給8,991円、5号給9,085円、6号給9,180円、7号給9,274円、8号給9,369円、9号給9,468円、10号給9,576円、11号給9,679円、12号給9,778円、13号給9,886円、14号給9,963円、15号給10,030円、16号給10,098円、17号給10,174円、18号給10,233円、19号給10,287円、20号給10,345円、21号給10,422円、22号給10,498円、23号給10,575円、24号給10,647円、25号給10,714円、26号給10,804円、27号給10,890円、28号給10,975円」とあるのは「1号給6,093円、2号給6,160円、3号給6,223円、4号給6,295円、5号給6,358円、6号給6,426円、7号給6,493円、8号給6,556円、9号給6,628円、10号給6,705円、11号給6,777円、12号給6,844円、13号給6,921円、14号給6,975円、15号給7,020円、16号給7,069円、17号給7,123円、18号給7,164円、19号給7,200円、20号給7,240円、21号給7,294円、22号給7,348円、23号給7,402円、24号給7,452円、25号給7,501円、26号給7,564円、27号給7,623円、28号給7,681円」とする。

別表第2アの表1級の項中「7,398円」を「7,974円」に、「7,465円」を「8,041円」に、「7,533円」を「8,113円」に、「7,600円」を「8,181円」に、「7,672円」を「8,253円」に、「7,758円」を「8,338円」に、「7,839円」を「8,419円」に、「7,920円」を「8,505円」に、「7,996円」を「8,581円」に、「8,091円」を「8,676円」に、「8,181円」を「8,766円」に、「8,266円」を「8,856円」に、「8,352円、14号給8,446円、15号給8,541円、16号給8,635円、17号給8,734円、18号給8,838円、19号給8,950円」を「8,946円」に改め、同表2級の項中「9,333円」を「9,886円」に、「9,409円」を「9,963円」に、「9,481円」を「10,030円」に、「9,558円」を「10,098円」に、「9,639円」を「10,174円」に、「9,711円」を「10,233円」に、「9,787円」を「10,287円」に、「9,859円」を「10,345円」に、「9,940円」を「10,422円」に、「10,026円」を「10,498円」に、「10,111円」を「10,575円」に、「10,197円」を「10,647円」に、「10,264円」を「10,714円」に、「10,354円」を「10,804円」に、「10,444円」を「10,890円」に、「10,534円」を「10,975円」に、「10,615円、18号給10,737円、19号給10,858円、20号給10,980円、21号給11,097円」を「11,052円」に改め、同表3級の項中「条例」を「給与条例」に改める。

別表第2イの表1級の項中「7,398円」を「7,974円」に、「7,465円」を「8,041円」に、「7,533円」を「8,113円」に、「7,600円」を「8,181円」に、「7,672円」を「8,253円」に、「7,758円、7号給7,839円、8号給7,920円、9号給7,996円、10号給8,091円、11号給8,181円、12号給8,266円、13号給8,352円」を「8,338円」に改め、同表2級の項中「8,109円」を「8,703円」に、「8,203円」を「8,797円」に、「8,298円」を「8,892円」に、「8,397円」を「8,991円」に、「8,487円」を「9,085円」に、「8,577円」を「9,180円」に、「8,671円」を「9,274円」に、「8,766円」を「9,369円」に、「8,865円」を「9,468円」に、「8,982円」

を「9,576円」に、「9,099円」を「9,679円」に、「9,216円」を「9,778円」に、「9,333円」を「9,886円」に、「9,409円」を「9,963円」に、「9,481円」を「10,030円」に、「9,558円」を「10,098円」に、「9,639円」を「10,174円」に、「9,711円」を「10,233円」に、「9,787円」を「10,287円」に、「9,859円」を「10,345円」に、「9,940円」を「10,422円」に、「10,026円」を「10,498円」に、「10,111円」を「10,575円」に、「10,197円」を「10,647円」に、「10,264円」を「10,714円」に、「10,354円」を「10,804円」に、「10,444円」を「10,890円」に、「10,534円、29号給10,615円、30号給10,737円、31号給10,858円、32号給10,980円」を「10,975円」に改め、同表3級の項中「条例」を「給与条例」に改める。

（定年前再任用短時間勤務職員等の給料月額の特例計算に関する規則の一部改正）

第3条 定年前再任用短時間勤務職員等の給料月額の特例計算に関する規則（平成13年鹿児島県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2号中「規定による短時間勤務をしている学校職員」の次に「（附則第2項において「育児短時間勤務職員等」という。）」を加える。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 育児休業条例附則第5項（育児休業条例附則第6項の規定により読み替えられた育児休業条例第25条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた給与条例附則第14項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等について、同項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該育児短時間勤務職員等の給料月額とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則（以下「改正後の初任給等規則」という。）の規定及び第2条の規定による改正後の教育職員の給料の調整額に関する規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（令和5年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

- 3 令和5年4月1日からこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった学校職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった学校職員のうち、改正後の初任給等規則の規定による号給が第1条の規定による改正前の鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則（以下「改正前の初任給等規則」という。）の規定による号給に達しない学校職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の初任給等規則の規定にかかわらず、改正前の初任給等規則の規定による号給とするものとする。

（施行日から令和6年3月31日までの間における異動者の号給）

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった学校職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった学校職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている学校職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける学校職員との均衡上必要があると認められる学校職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。